



# 寒川町地域防災計画の改定案について

概要版

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント  
(町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和4年1月4日(火) ~ 2月3日(木)まで

## みなさんのご意見をお待ちしています。

寒川町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、町内における地震や各種災害に関し、防災関係機関を含めた総合的かつ体系的な対策を定め、この計画を有効かつ適切に活用する事によって、災害に強いまちづくりとともに、町民の生命及び財産を守るために策定しています。

近年の集中豪雨や台風による被害が全国各地で発生し、国ではその教訓を踏まえて防災関係法令の改正や防災基本計画の見直しを行っています。さらに、感染症防止を講じた避難所の運営対応等、また、令和4年度から開始する茅ヶ崎市との消防業務広域化に伴う組織体制の構築について、迅速にかつ確実に対応するよう寒川町地域防災計画の改定を行います。

### ■改定の方針

#### 方針1 災害教訓等に基づく実効的な対策の検討

- ・東日本大震災以降の災害で被災した自治体の教訓をもとに、現行計画で規定された対策を検証し、町の状況に適合した実効的な対策を検討します。
- ・新型コロナウイルス感染症等、新たな課題を反映します。

#### 方針2 町の防災体制の見直しと個別計画の反映

- ・災害対策本部の組織、事務分掌の見直し等、防災体制の見直しを実施します。また、茅ヶ崎市消防本部との消防広域化を反映します。
- ・防災に関係する町事業等、町の災害対策を反映します。

#### 方針3 上位計画の改定及び防災関係法令改正等の反映

- ・災害対策基本法等の防災関連法令の改正を反映します。
- ・国の防災基本計画、神奈川県地域防災計画、ガイドライン（避難情報等に関するガイドライン等）等を反映します。

#### 方針4 住民にもわかりやすい計画の作成

- ・自助・共助・公助の連携を明確にします。
- ・災害別に「地震災害対策計画」「風水害対策計画」「特殊災害対策計画」に区分します。
- ・住民にも読みやすく、内容が理解できる記載とします。

⇒計画全般について、町民の皆さんからのご意見を募集いたします。

★本資料は概要版です。各施設に配架の、もしくはweb（最終ページ参照）より全体資料をご覧ください。

## ■主な改定内容

主な改定内容は、次のとおりです。 ※（p）は該当箇所を示す。

### ●方針1 災害教訓等に基づく実効的な対策の検討

避難の流れの整理	地震災害対策計画 p76、風水害対策計画 p75～76
地震発生時における地域での安否確認、広域避難場所への避難、危険がない場合の自宅での避難生活の継続、福祉避難所の設置等、避難の流れを整理しました。一方、風水害時は、台風等の接近に対応して「避難の呼び掛け」「高齢者等避難」、安全確保ができる場合は屋内避難などについての記載を行い、先行して避難場所を開設することを記載しました。	
避難所の運営	地震災害対策計画 p79～81、風水害対策計画 p79～81
避難所の運営にあたっては、男女のニーズの違いを踏まえたプライバシーの確保や女性の参画、各種スペースの確保、要配慮者への配慮や対応、防犯、ペット同行避難への対応等の留意すべき事項を追加しました。	
新型コロナウイルス感染症への対応	地震災害対策計画 p80、風水害対策計画 p80
新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、避難所以外の施設の確保、発熱者の専用スペースの確保、健康状態の確認といった、「新型インフルエンザ等感染症対策」の留意事項を追加しました。	
医療救護活動	地震災害対策計画 p73～75、風水害対策計画 p72～74
医療救護体制を確保するため、町保健師班の編成、茅ヶ崎市・寒川町災害医療対策会議による調整、保健医療派遣チームの派遣要請、避難所の医療救護所・町内受入可能医療機関での軽症者対応等の内容に変更し、対応を明確にしました。	
被災者の健康管理・保健衛生	地震災害対策計画 p84、風水害対策計画 p84
避難生活長期化等に伴う体調悪化を防止するため、保健師等による避難所巡回を行うこととしました。	
物資の受入れ	地震災害対策計画 p89、風水害対策計画 p89
大量の救援物資を受入れる場合は、物流事業者のノウハウを活用できるよう事業者に委託することとしました。また、受入れは、企業・団体等からのまとまった物資とするなどの、受入れ方針を明確にしました。	
学校の対応	地震災害対策計画 p90、風水害対策計画 p90
就業時間中に災害が発生した場合、児童・生徒の安全確保のため学校で保護し、帰宅は、保護者の引き取りを基本とすることとしました。	
ボランティア活動支援	地震災害対策計画 p105、風水害対策計画 p105
ボランティアセンターの設置や運営について、迅速に対応できるよう、具体的な項目を追加しました。	

### ●方針2 町の防災体制の見直しと個別計画の反映

災害対策本部機能の強化	地震災害対策計画 p63～67、風水害対策計画 p58～62
現行の町組織にあわせて、災害対策本部の部班の編成、事務分掌を見直しました。	
茅ヶ崎市消防本部との連携	地震災害対策計画 p39、p41、p61、風水害対策計画 p35、p37、p55、特殊災害対策計画 p121
消防に関する行政運営の効率化や災害発生時における組織体制の構築、消防署員の配置や管轄区域の適正化など、平時より「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画」を基に、茅ヶ崎市消防本部と消防力の強化を図ります。 また、茅ヶ崎市との消防広域連携に伴い、災害対策本部に茅ヶ崎市消防本部から派遣される職員が同席し、調整をとって対応することとしました。	
町の事業の反映	地震災害対策計画 p30、p34、p99、風水害対策計画 p30、p99
町の防災に関連する事業との整合を図るため、「寒川町みどりの基本計画」「寒川町耐震改修促進計画」「寒川町災害廃棄物処理計画」等の個別計画の内容を反映させました。	

### ●方針3 上位計画の改定及び防災関係法令改正等の反映

地区防災計画の策定	地震災害対策計画 p22、風水害対策計画 p20
地域防災力の向上を図るため、地域で地区防災計画（町民及び事業者が共同して行う自発的な防災活動に関する計画）を策定することが定められています。この計画策定等について町が支援することを位置付けました。	
要配慮者利用施設の避難確保	風水害対策計画 p28
平成28年台風10号による高齢者施設の被害等により、水防法等が改正され、浸水区域内の要配慮者利用施設での避難確保計画の作成等が居住者の生命を守るために義務化されました。そのため、施設管理者の義務等を位置付けました。	
避難行動要支援者の支援対策	地震災害対策計画 p25、風水害対策計画 p22
災害対策基本法第49条の10により、災害時に一人で避難することに支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿作成等の体制を定めることになっているため、寒川町避難行動要支援者きずなプランにより名簿を作成し避難支援体制を整備することを記載しました。	
安否情報の提供	地震災害対策計画 p115、風水害対策計画 p114
被災者の安否情報について、家族、親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、適切に情報を提供することを位置付けました。	
避難情報の名称変更、警戒レベルの導入	地震災害対策計画 p77、風水害対策計画 p76
避難情報の名称が変更となったため、次のように修正しました。 「避難準備情報」→「高齢者等避難」、「避難勧告」→廃止、「避難指示（緊急）」→「避難指示」、「災害発生情報」→「緊急安全確保」 また、避難指示等の発令に際し、警戒レベルを付加すること、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づく発令基準の明確化等を追加しました。	
外部支援者との連携	地震災害対策計画 p79、風水害対策計画 p79
被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するために専門知識を有した外部支援者（ボランティア等）と連携することとしました。	
避難所外の避難者への対応	地震災害対策計画 p81、風水害対策計画 p81
熊本地震では、余震が頻発したため車中泊やテント泊の避難者が多く、その支援が課題となりました。このため、避難所外の避難者の所在把握、情報提供等を行うこととしました。	
放置車両の移動	地震災害対策計画 p92、風水害対策計画 p92
平成26年に発生した大雪の教訓から災害対策基本法が改正され、災害時に道路管理者が放置車両、立往生車両の移動を行うことが可能となったことから、この規定を追加しました。	
被災者台帳の作成	地震災害対策計画 p113、風水害対策計画 p112
災害対策基本法に基づき被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成し、もれなく支援を行うことを追加しました。	
南海トラフ地震防災対策推進計画	地震災害対策計画 p119～126
気象庁では平成29年11月1日から「東海地震に関連する情報」を停止し、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しています。そのため、予知を前提とした東海地震に特化した対応は廃止し、代わって南海トラフ地震に対応した章を新設しました。なお、町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとされています。	
新たな災害への対応	特殊災害対策計画 p126～127、p137～139、p140～141
特殊災害として、大規模な火事災害、道路災害、火山災害対策について、神奈川県地域防災計画に準拠して追加しました。	

## ●方針4 住民にもわかりやすい計画の作成

自助・共助・公助の連携	地震災害対策計画 p1、p16~17、p19~29、風水害対策計画 p1、p14~15、p17~26、特殊災害対策計画 p118
災害対策においては、町、関係機関等（公助）のみならず、町民、自主防災組織、事業所等（自助・共助）との連携が重要となります。本計画の推進は「町民・事務所」（自助）、「町民で組織する自主防災組織、自治会等」（共助）、「行政・防災関係機関」（公助）の3者が協働により、それぞれの役割をもって連携及び協力し合う「自助、共助、公助」を基本として行うこととなります。また、「自助・共助」において、事前対策に関する項目を、迅速に対応できるよう取りまとめました。そのため、地域防災計画においても、自助、共助、公助を明確にし、それぞれの役割が理解できるよう、構成を変更しました。	
「地震災害対策計画」「風水害対策計画」「特殊災害対策計画」の作成	
現行計画は、1冊で地震、風水害、特殊災害を扱っていましたが、災害の種別に応じて、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」に区分しました。	
わかりやすい記載	
地域防災計画は、防災に関する専門的内容が多く、一般にわかりづらい計画ではありますが、町民等が読んだ場合にも、各主体の役割、対策の流れ、対策概要が理解しやすいように、簡潔な文章となるように編集しました。	

## 全体資料の閲覧方法

「寒川町地域防災計画の改定案」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。  
HP内で『寒川町地域防災計画』と検索。

◆[http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/chomin/chouminanzen/kikikanri](http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/chomin/chouminanzen/kikikanri/public_comment/14239.html)

/public\_comment/14239.html

▶二次元コードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

役場本庁舎／町民安全課／寒川町民センターおよびセンター分室／北部文化福祉会館／南部文化福祉会館／健康管理センター／シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)／寒川総合図書館

※次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

### ご意見の提出方法について

- ① 郵送：下記宛先へ郵送ください。
  - ② FAX：0467-74-9141
  - ③ メール：saitai@town.samukawa.kanagawa.jp ▶メール二次元コードはこちら
  - ④ 担当課へ持参又は各施設回収箱へ投函
- (受付時間)：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～17時15分まで。  
(宛先)：寒川町 町民部 町民安全課 災害対策担当  
(記入事項)：別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含めて回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。  
(募集期間)：令和4年1月4日(火)～2月3日(木)



### いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町地域防災計画」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答は致しかねますのでご了承ください。  
また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

### お問い合わせ先

寒川町町民部 町民安全課 災害対策担当  
住所 〒253-0196 寒川町宮山165番地  
電話 0467-74-1111  
FAX 0467-74-9141

「高座」のころ。

高座郡さむかわ